主 文 本件申立を棄却する。 申立費用は申立人の負担とする。 理 由

第一、 申立の趣旨及び理由 別紙記載のとおりである。 第二、 当裁判所の判断

第一人主張の要旨は、当庁昭和四三年(ウ)第七九号強制執行停止決定申立事件について、当裁判所が民事訴訟法第五一二条に基きなした、富山地方裁判所礪波号の決定について、同決定を取消した上、右仮執行宣言の担保を増額の上、右判令について、同決定を取消した上、右仮執行宣言の担保を増額の上、右判令に基く執〈要旨〉行を為すべきことを命ぜうれたい、といらものであり、所論の行空訴裁判所が同法第五一二条に基き、控〈/要旨〉訴人の申立に従つて強制執行の停止上定を発した後に於ても、控訴審における本案審理の状況に関し、同強制執行の停止上を解きその継続を図るのが相当であると判断するにときは、同裁判所は、決定を解きその継続を図るのが相当であると判断するにときなし得るものと解問していながら本件に於いまだ控訴審における第一回日も開かれていない状況にあり、その他申立にかかる諸般の事情を総合しても前記執行停止決定を取消し、その続行を命ずるのが相当であると判断する程度にまで到達していないので本件申立は結局認容することはできない。

よつて、本件申立費用の負担につき民事訴訟法第八九条、第九五条を適用して主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 小山市次 裁判官 島崎三郎 裁判官 井上孝一)